

○あま市宅地開発等に関する指導要綱に基づく基準

平成22年3月22日

訓令第81号

(趣旨)

第1条 この基準は、あま市宅地開発等に関する指導要綱（平成22年あま市告示第134号。以下「指導要綱」という。）第15条の規定に基づき宅地開発等に関する指導に関し必要な事項を定めるものとする。

(道路)

第2条 指導要綱第5条第2項に規定する道路の基準は、次のとおりとする。

- (1) 両側に側溝を設けなければならない。
- (2) 側溝と蓋は、J I S A 5 3 7 2 U—2 5 0（3種）以上を標準とし、5メートルに1箇所細目グレーチングを布設する。
- (3) 構造は、アスファルト舗装とし、別表を標準とする。
- (4) 計画戸数が50戸以上の建築物で、当該敷地が路地状部分のみによって道路に接する場合における取付道路の幅員は、6メートル以上としなければならない。

(集会施設)

第3条 指導要綱第7条に規定する集会施設は、次のとおりとする。

- (1) 位置、構造及び設備を入居者の利用しやすいものとしなければならない。
- (2) 延べ面積は、計画戸数が100戸までは1戸当たり1平方メートルを標準とし、100戸を超えるものについては別途協議するものとする。

(ごみ集積場)

第4条 指導要綱第8条に規定するごみ集積場は、道路に面した場所で、可燃ごみ、不燃ごみ及びプラスチックごみ等の各収集日の表示板を設けて、ごみ袋が飛散しないよう囲いを設けた構造とする。

2 前項の囲い及び表示版の面積は、次のとおりとする。ただし、計画戸数が5戸以下の場合には、この限りでない。

- (1) 囲い 高さ90センチメートルを標準とする。
- (2) 表示版 A4サイズとし、収集日の表示をする。
- (3) 面積 市担当課と協議の上定める。

(公共下水道)

第5条 事業者は、公共下水道への接続をしようとする場合は、下水道法（昭和33年法律第79号）及びあま市下水道条例（平成22年あま市条例第138号）の定める形式及び基準を満たさなければならない。

(浄化槽)

第6条 事業者は、浄化槽を設置する場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第31条第2項の規定によるものとし、浄化槽汚水は、整備された側溝等に放流するものとする。

2 この基準の浄化槽に関する規定は、指導要綱の適用範囲にかかわらず、市内に設置するすべての浄化槽に適用する。

(駐車場)

第7条 指導要綱第10条に規定する駐車施設については、次のとおりとする。

- (1) 事業区域外に駐車施設を設置するときは、事業施行区域からおおむね200メートル以内とし、事業区域内の駐車台数と合わせて計画戸数1戸につき1台分以上の駐車施設を確保しなければならない。
- (2) 社員寮、学生寮、店舗等については、別途協議するものとする。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年3月22日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

道路構造の標準

側溝と蓋の標準は、J I S A 5 3 7 2 U - 2 5 0 (3 種) 以上の消音タイプを標準とし、5メートルにつき1箇所消音タイプの細目グレーチングを布設する。

標準舗装構成表

(単位:cm)

種別		区別			
		一般市道	1・2級市道	歩道(一般部)	歩道(乗入部)
表層工	密粒度アスコン (13)	5	—	3	道路管理者と 別途協議
	密粒度アスコン (20)	—	5	—	
基層工	粗粒度アスコン (20)	—	5	—	
上層路盤工	粒調碎石 (M-40)	—	15	—	
下層路盤工	クラッシュラン (RC-40) (C-40)	20	15	10	